第６回大阪府行政不服審査会　議事概要

日時：平成３１年１月２３日（水曜日）午前１０時００分～正午

場所：大阪府庁本館５階議会特別会議室小

**１　開　会**

○　委員８名中６名が出席しており、会議は成立。

○　大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開。

**２　議　題**

**（１）合議体の構成等について**

○　会長から、資料３のとおり諮ったところ、異議なく承認。

**（２）審査会（部会）の運営等について**

**ア　大阪府行政不服審査会運営要領の改正案について**

〇　会長から、口頭意見陳述は審理員の手続と重複しており、事例の蓄積を経て、審査会が認めない場合を定める必要もあるが、今のところ原則として認める方向で、資料５のとおり各委員に諮ったところ、異議なく承認された。

**イ　公表用答申書について**

（事務局）資料６に基づいて説明する。

（委員）個々の答申をどのようにマスキング（非公開）にするかは、最終的には答申を作成した部会で決定するが、平成３０年３月の全体会議で、少し幅広にマスキングの範囲を確保するということを目安として決めており、当部会では、処分や審査請求の年月日についてマスキングしているが、他の部会の状況はいかがか。

（委員）例えば、金額について、個人や営業上の秘密に関するものとして、原価とその売上といったような場合は、どちらか又は両方ともマスキングといったような場合分けがある。また、施設名について、事件で取り扱う物件が特殊かつ争訟中であることから推測しうるようなもの、審査請求人に特殊性があるものについて、配慮した。この方針でいくと、名称や金額をマスキングする必要がない場合もありえる。基本的には数字、あるいは処分年月日ということだけで一律にマスキングするのではなく、その事案に応じるという方針に賛成。

（委員）公表の趣旨・目的は、第三者に対する説明責任と第三者からの批判、検討ができることにある。根拠となるものはできるだけ公開した方が良いが、公開すると問題になるようなものもあり、線引きが難しいため、この基準を考慮し、事案ごとに部会で判断することになると考える。

（委員）プライバシーに関する記載でも、案件の核心部分であれば公開する必要がある場合も考えられる。「誰が」などの固有名詞はマスキングするが、結論を導くために基本となった情報までマスキングすることは、審査会の説明責任において不十分。

（委員）原則として年月日は公開することにして、どうしても非公開としなければいけないところをマスキングしていくというようにすれば、事務負担が少なくて済む。

（委員）処分や審査請求の年月日は、審査請求の基本的な情報。時系列の年月日も事件全体を理解する上では必要な情報。特に個人の特定やプライバシーの配慮から、問題になると思われる場合を除いて、年月日は公開することを原則にしたいが、いかがか。

〇　会長から各委員に諮ったところ、異議なく承認された。

**（３）その他**

〇　会長から、委員からの部会に関する報告事項については、本来非公開としている各部会の審議の実態の内容も含まれており、率直な議論を確保する必要があるため、非公開とする旨を諮ったところ、各委員から異議なく承認された。